



# 労働かながわ

2016 9・10月号  
No.703

## 10月は『非正規労働者対策強化月間』です

県では、10月を「非正規労働者対策強化月間」として設定し、県内各地で街頭労働相談会を集中的に実施するほか、セミナーや特別労働相談会、ホットラインを実施します。

パート・派遣・契約社員として働いている方や、事業主の方もお気軽にご利用ください。

### 《街頭労働相談会》※相談無料・秘密厳守

職場のトラブル等のご相談に、県内の主要駅前などでかながわ労働センター職員等が応じます。

日 時	会 場	問い合わせ先	日 時	会 場	問い合わせ先
10月3日(月) 11時～18時	海老名ビナウォーク マルイ1階入口前	県央支所	10月17日(月) 11時～17時	京王・橋本駅 自由通路	県央支所
10月4日(火) 12時～18時	JR 茅ヶ崎駅北口 ペDESTリアンデッキ	湘南支所	10月20日(木) 12時～19時	湘南台駅 地下自由通路 小田急線改札口前	湘南支所
10月12日(水) 10時～16時	鎌倉市役所 1階ロビー	本 所	10月20日(木) ～21日(金) 13時～19時	JR 大船駅 ルミネウイング 3階正面入口前	本 所
10月13日(木) 11時～17時	JR 武蔵溝ノ口駅 南北自由通路	川崎支所	10月21日(金) 11時～18時	JR 淵野辺駅 自由通路	県央支所
10月13日(木) 12時～19時	小田原地下街 「ハルネ小田原」 うめまる広場	湘南支所	10月27日(木) ～28日(金) 12時～19時	新都市プラザ (そごう横浜店 地下2階正面入口前広場)	本 所

### 《セミナー》※対象：どなたでも 受講料：無料

労働者派遣法やパートタイム労働法などについて専門家が解説します。

月 日	テ ー マ	会 場	問い合わせ先
10月24日(月)	非正規労働の法制度～パートタイム労働法及び労働者派遣法の現在～	サン・エールさがみはら	県央支所
10月28日(金)	非正規労働の注意点～具体的事例から学ぶ非正規労働で働くときの注意点～		

※開催時間：18:30～20:30

### 《非正規で働く方のための特別労働相談会》※相談無料・秘密厳守 ( 問い合わせ先：本所 )

◆ 開催日時：10月6日(木)～10月7日(金)、13:30～16:30 ※予約制・来所のみ

◆ 相談員：弁護士

◆ 予約電話番号：045-662-6110(直通・労働相談110番) ※まず職員が相談をお受けします

### 《非正規労働相談ホットライン》※相談無料・秘密厳守 ( 問い合わせ先：本所 )

◆ 開催日時：10月5日(水)～10月7日(金)、8:30～17:15(12:00～13:00を除く)

◆ 相談員：かながわ労働センター職員

◆ 相談電話番号：045-662-6110(直通・労働相談110番)

### お問い合わせ先

かながわ労働センター( <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7579/> )

本 所 ☎045-633-6110(代) 川崎支所 ☎044-833-3141(代)

県央支所 ☎046-296-7311 湘南支所 ☎0463-22-2711(代)

### 主な内容

- 「非正規労働者対策強化月間」のお知らせ ..... P.1
- 第14回神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック神奈川2016)開催のお知らせ ..... P.2
- 「第48回技能コンクール」参加選手募集のご案内 ..... P.2
- 平成28年度後期技能検定のご案内 ..... P.3
- ワーク・ライフ・バランス講演会のお知らせ ..... P.3
- 短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険適用拡大のお知らせ ..... P.3
- 中期労働講座受講生募集のご案内 ..... P.4

# 目ごろ培った職業技能を競い合います!

## ～第14回神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック神奈川2016)開催～

障害のある方々の職業能力の向上、及び社会の理解と認識を深め、積極的な社会参加と雇用の促進を図ることを目的として、11月に第14回神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック神奈川2016)を開催します。

ぜひ、選手の真剣な姿を会場でご覧ください。

### 【大会概要】

- ◇名称：第14回神奈川県障害者技能競技大会  
(アビリンピック神奈川2016)
- ◇主催：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部  
神奈川県
- ◇開催日：平成28年11月5日(土)
- ◇会場：神奈川障害者職業能力開発校(相模原市南区桜台13-1)
- ◇ホームページ：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部  
[http://www.jeed.or.jp/location/shibu/kanagawa/14\\_ks\\_abilin.html](http://www.jeed.or.jp/location/shibu/kanagawa/14_ks_abilin.html)
- ◇問い合わせ先：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部  
高齢・障害者業務課 TEL 045-360-6010 FAX 045-360-6011  
神奈川県産業労働局労働部産業人材課 技能振興グループ  
TEL 045-210-5720 FAX 045-201-6952

### ◇競技種目

※参加申込状況などにより、競技種目によっては実施できない場合があります。

競技種目名	参加対象障害者
① DTP	身体障害者 知的障害者 精神障害者
② 機械CAD	
③ 電子機器組立	
④ ワード・プロセッサ	
⑤ ホームページ	
⑥ ビルクリーニング	
⑦ 表計算	知的障害者
⑧ パソコンデータ入力	
⑨ 縫製	身体障害者 知的障害者 精神障害者
⑩ 喫茶サービス	
⑪ 製品パッキング	
⑫ オフィスアシスタント	

## 「第48回技能コンクール」参加選手を募集します!

県内の中堅技能者の技能向上や技能継承の促進を目的として「第48回技能コンクール」を開催します。

選手として参加する方々を次のとおり募集します。

- ◇日時：平成28年10月29日(土)  
10:00～14:00(競技時間)  
15:15～15:45(表彰式)
- ◇会場：神奈川県立産業技術短期大学校  
西キャンパス  
(横浜市旭区中尾2-4-1)
- ◇参加資格：県内の事業所等に勤務する者又は住居を有する者で2級以上の技能検定合格者及び同資格に準ずる技能を有する者
- ◇実施職種：建築板金・表具・かわらぶき・和裁・印章彫刻・左官・建築大工・建築塗装・タイル張り・フラワー装飾・園芸装飾・電気工事  
※参加申込状況などにより種目によっては、実施しない場合があります。
- ◇競技：職種別に作成する2級技能検定と同程度の競技課題により行います。競技時間は4時間以内とします。
- ◇申込期限：平成28年9月30日(金)
- ◇問い合わせ先：神奈川県産業労働局労働部産業人材課 技能振興グループ TEL 045-210-5720  
神奈川県技能士会連合会 TEL 045-633-5417



## 「労働かながわ」に関するアンケートにご協力を!

「労働かながわ」の今後の参考とさせていただくため、アンケート用紙を同封させていただきました。お手数ですが、アンケートの質問に対するお答えをご記入いただき、そのままアンケート用紙に記載されたFAX番号にお送りいただきますようお願いいたします。ご協力をよろしくお願いいたします。

# 平成28年度 後期技能検定のご案内

技能検定とは、働く人々の持っている技能を一定の基準によって検定し、これを公に証明する職業能力開発促進法に基づく検定制度です。

合格した方には、厚生労働大臣(特級、1級及び単一等級)又は、県知事(2級及び3級)から合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。

## 1 申請受付

10月3日(月)から10月14日(金)まで(日曜日、祝日を除く。)

神奈川県職業能力開発協会(横浜市中区寿町1-4、かながわ労働プラザ6階)

## 2 受検申請書用紙配布場所

神奈川県職業能力開発協会、県立産業技術短期大学校、各県立総合職業技術校、神奈川県障害者職業能力開発校、各地域県政情報コーナーなどで、9月上旬から配布

## 3 問い合わせ

神奈川県職業能力開発協会 TEL 045-633-5419

神奈川県産業労働局労働部産業人材課 TEL 045-210-5720

## ワーク・ライフ・バランス講演会

県内のワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図るため、神奈川県労働局、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の連携のもと講演会を開催します。ぜひ、ご参加下さい。

### 〈ワーク・ライフ・バランス講演会〉

日 時：平成28年11月2日(水)13:30~15:30

会 場：横浜情報文化センター 情文ホール

横浜市中区日本大通11 みなとみらい線日本大通り駅直結

講 師：佐藤博樹氏(中央大学大学院戦略経営研究科教授)

テ ー マ：仕事と介護の両立支援—子育てとの違いを踏まえて—

申 込：県のホームページから申込できます。 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360367/>

問い合わせ：神奈川県産業労働局労働部労政福祉課両立支援グループ TEL 045-210-5744

## 平成28年10月1日から短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大が始まります

平成28年10月1日から、特定適用事業所(※)に勤務する、次のいずれの要件も満たす短時間労働者は、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。

### 〈短時間労働者の要件〉

①週の所定労働時間が20時間以上であること、②雇用期間が1年以上見込まれること、③賃金の月額が8.8万円以上であること、④学生でないこと

(③からは臨時に支払われる賃金や割増賃金、通勤手当、家族手当等は除きます。)

※特定適用事業所【法人・個人・地方公共団体に属する適用事業所】

同一事業主の適用事業所の厚生年金保険の被保険者数の合計が、1年で6カ月以上、500人を超えることが見込まれる場合は、特定適用事業所として対象となります。

詳しくは、日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/> をご覧いただくか、最寄の年金事務所にお問い合わせください。

# かながわ労働情勢 5 6月

## I 主要労働団体の機関開催

### ■ 連合神奈川

【第333回 五役会、第306回 執行委員会】  
6月28日、第333回五役会、第306回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- 1 各種委員の推薦等について
- 2 第27回中央委員会の議案について
- 3 政治活動の取組について
- 4 障がい者雇用に関するアンケートの実施について
- 5 2016年度「個別労働紛争解決研修(応用研修)」の募集について
- 6 育林祭行事について
- 7 国際連帯の取組について
- 8 青年委員会当面の活動について
- 9 第5回チャリティー交流会について

### ■ 神奈川労連

#### 【第9回幹事会】

- 6月4日、第9回幹事会を開催し、次のことを協議した。
- 1 組織拡大・強化について
    - ①「3か年計画」の推進状況
    - ②組織強化

## 2 夏季闘争について

- ①要求実現選挙闘争
- ②民間一時金、公務員賃金闘争
- 3 自治労連・鎌倉市職攻撃とのたたかい
  - ①経過、組合事務所事件の局面でのたたかい
  - ②その他の不当労事件のたたかい
- 4 争議・裁判闘争、労働法制について
  - ①大企業争議・リストラ
  - ②「緑陽苑争議」「建設アスベスト訴訟」
- 5 労働法制改悪阻止闘争
- 6 戦争法廃止、安倍政権打倒について
  - ①「安倍政権打倒」のたたかい
  - ②「野党共闘」の推進
- 7 全自治体訪問行動について
- 8 第32回定期大会について

#### 【第10回幹事会】

- 6月20日、第10回幹事会を開催し、次のことを協議した。
- 1 組織拡大・強化について
  - 2 自治労連・鎌倉市職攻撃とのたたかい
  - 3 最低賃金闘争、25共闘の強化について
  - 4 争議・裁判闘争、労働法制の取組について
  - 5 「戦争法廃止」、安倍政権打倒について
  - 6 第32回定期大会について
  - 7 その他

## ①全労連大会

### ②熊本震災支援

## II 主要労組の定期大会

### ■ ユニオンヨコスカ

ユニオンヨコスカ(小嶋武志執行委員長、38人)は、5月21日、横須賀市産業交流プラザ第1研修室において、代議員、来賓等約40人を集め、第19回定期大会を開催した。

#### 【運動方針の要旨】

- 1 労働者の首切りを許さず、雇用を守り、労働条件の向上に努めます。
- 2 組織の強化と拡大を図ります。
- 3 労災・職業病問題に取り組みます。
- 4 労働者との連帯を強めていきます。
- 5 反戦・反基地・反核・脱原発の闘いを進めます。
- 6 全造船関連地協の活動に参加し、各分会ユニオンとの交流・連帯を図ります。
- 7 他団体との共闘を強めます。
- 8 世界の労働者との国際連帯行動を深めよう。

#### 【役員の名】

執行委員長	小嶋 武志	再
副執行委員長	青木 直司	再
	小島 常義	再
書記長	佐藤 順子	再

## 中期労働講座の受講生を募集します!

かながわ労働センターでは、労働基準法・労働契約法など労働法を中心に、労働問題の解決に役立つ基礎知識を短期間でコンパクトに学べる講座を開催します。

会場	県高津合同庁舎 4階 会議室	アミューあつぎ 7階 ミュージックルーム 1	茅ヶ崎市勤労市民会館 6階A研修室
日程	10月5日～10月27日 (全8回)	9月27日～10月20日 (全8回)	10月3日～11月11日 (全8回)
時間	18時30分～20時30分		
受講料	4,700円		
申込・ 問合せ先	かながわ労働センター 川崎支所 TEL 044-833-3141(代)	かながわ労働センター 県央支所 TEL 046-296-7311	かながわ労働センター 湘南支所 TEL 0463-22-2711(代)
HP アドレス	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7615/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7615/</a>	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7599/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7599/</a>	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7598/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7598/</a>

## いこいの村あしがら から特得プランのご案内

### 1 通年ゆっくりプラン(1泊)

- 金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期(7/21～8/31)を除く
- 料金: 1泊3食 9,720円～(税込)
- 特典: 翌日の昼食付き
- 翌日10:00～15:00 個室のご用意

### 2 研修プラン

- 金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期(7/21～8/31)を除く
- 料金: 1泊2食 7,560円～(税込)
- 特典: 会議一日一回につきコーヒーサービス
- ※ご宴会プランも別途、ご相談受け付けます。

ご予約  
お問い合わせは

いこいの村あしがら

TEL 0465-82-2381  
FAX 0465-82-2384  
URL <http://www.ikoi.or.jp>

#### 各プランご利用にあたって

- ご予約の際は必ずプラン名をお伝え下さい。
- お部屋は全室和室となっております。
- 入湯税は宿泊1名様につき150円別途承ります。
- 1部屋4～5名様料金です。

# 労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請(あっせん)が3件(7件)、終結は1件(9件)でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが3件(17件)、終結は6件(23件)でした。それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。※括弧内は平成28年累計件数です。

なお、終結した事件の概要は、労働委員会のホームページをご覧ください。  
(URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417338/>)

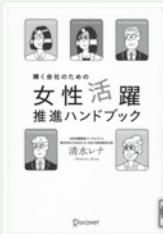
## 調整事件一覧(6・7月 申請・終結分)

事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
平成28年(調)第4号事件	あっせん	労働組合	有限会社(宿泊業、飲食サービス業)	平成28年5月17日	・資金について ・解雇について ・パワーハラスメントについて	平成28年7月11日	打切
平成28年(調)第5号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成28年6月17日	・休業による退職手続きの撤回について		
平成28年(調)第6号事件	あっせん	労働組合	社会福祉法人(医療、福祉)	平成28年7月1日	・労働協約について		
平成28年(調)第7号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成28年7月26日	・正社員への登用について		

## 不当労働行為事件一覧(6・7月 申立て・終結分)

事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
平成27年(不)第17号事件	労働組合	有限会社(サービス業)	平成27年6月16日	・団体交渉応諾 ・組合員に対する直接交渉の禁止 ・ポスト・ノーティス	平成28年6月1日	関与和解
平成26年(不)第32号事件	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成26年10月17日	・誠実団体交渉実施 ・組合員を雇止めするなどの支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス及びホームページへの掲載	平成28年7月6日	関与和解
平成27年(不)第24号事件	労働組合	有限会社(サービス業) 株式会社(製造業)	平成27年8月6日	・組合員の解雇の実施ないし関与の禁止 ・ポスト・ノーティス	平成28年7月19日	関与和解
平成27年(不)第22号事件	労働組合	株式会社(建設業) 協同組合(サービス業)	平成27年8月3日	・組合員に対する直接交渉の禁止 ・協定書の誠実な履行 ・組合を通さずに組合員の退職及び帰国を画策することの禁止 ・ポスト・ノーティス	平成28年7月20日	関与和解
平成27年(不)第18号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業)	平成27年6月22日	・団体交渉応諾 ・組合の要求に回答せずに組合員を誹謗中傷するなどの支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	平成28年7月25日	関与和解
平成28年(不)第4号事件	労働組合	有限会社(製造業) 株式会社(製造業)	平成28年1月27日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の掲示	平成28年7月26日	関与和解
平成28年(不)第15号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業) 株式会社(製造業)	平成28年7月7日	・組合員に対する直接交渉及び脱退工作の禁止 ・ポスト・ノーティス		
平成28年(不)第16号事件	労働組合	有限会社(サービス業) 株式会社(サービス業) 株式会社(製造業)	平成28年7月7日	・団体交渉応諾 ・雇用契約更新拒否の撤回及びバックペイ ・就労の継続 ・ポスト・ノーティス		
平成28年(不)第17号事件	労働組合	地方公共団体(公務)	平成28年7月22日	・誠実団体交渉実施 ・解雇(解任)の撤回 ・ポスト・ノーティス		

### 図書紹介



#### 輝く会社のための女性活躍推進ハンドブック

清水レナ  
出版社 ディスカヴァー・トゥエンティワン

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の制定により、平成28年4月から、労働者301人以上の企業には女性活躍推進に向けた行動計画の策定や公表などが義務付けられた。企業はどのように取り組んでいくべきなのか。本書では、「管理職に占める女性の割合を増やす」ための方策が述べられている。自社の現状把握・分析の方法や、「女性活躍推進9フレーム」を使用した課題整理など、具体的なケーススタディは非常に参考になる。



ポテンシャル  
潜在ワーカーが日本を豊かにする  
シニア、主婦(夫)、外国人…多様な働き方が救世主となる  
武井 繁  
出版社 ダイヤモンド社

現在、バブル期以来の求人難に直面する企業が急増し、さらに2050年までに、日本の生産年齢人口は2000万人以上も減少すると言われる。一方、働きたくてもその機会を得られない人も多い。その矛盾の解決策のヒントが「潜在(ポテンシャル)ワーカー」×「フレックス雇用」にあると本書は提言する。シニア、主婦(夫)、外国人を積極的に採用し、柔軟な雇用機会・環境を提供して成功している企業、そこで生き生きと働く個人を紹介。また、企業が新たな労働力と共働できる環境づくりも提案している。

# シリーズ **実務に役立つ労働判例**

## 労使慣行の効力

東京中央郵便局(休息権)事件 東京高裁平成7.6.28判決(労働判例686号55頁)

### 1 事実の概要

東京中央郵便局においては、長年にわたり、Yが定める郵政事業職員勤務時間、休憩、休日及び休暇規程(勤務時間規程)、就業規則ならびに労働協約に定める休息時間を上回る休息時間(慣行休息)が存在していました。これは、昭和45年6月に部分時短が実施された際に、職場ごとの話し合いで慣行休息時間の確認と位置が決められ、当局からも慣行休息を含む勤務線表(職場での具体的な作業手順)が提示されていたものです。

しかし、東京中央郵便局長が、昭和59年5月27日以降、一方的に慣行休息を廃止したため、Xらは、休息する権利の確認と慰謝料(毎月5万円)の支払を求めました。

一審(東京地判平3.8.7労働判例594号)は、勤務時間規程に反する慣行の権利性を否定し、請求を棄却したため、Xらが控訴しました。

### 2 判決の要旨

控訴棄却

(1) 民法92条により法的効力のある労使慣行が成立していると認められるためには、①同種行為又は事実が長期間反復継続して行われていること、②当事者が明示的にこれによることを排斥していないこと、③当該労働条件についてその内容を決定しうる権限を有し、あるいはその取扱いについて一定の裁量権を有する者が、規範的意識を有していたことを要するものと解すべきである。

したがって、当該労使慣行が就業規則や勤務時間規程の定めるところと抵触する場合には、右就業規則や勤務時間規程を制定改廃する権限を有するものか、あるいは実質上これと同視しうるものが、当該労使慣行について規範意識を有していたことを要することになる。

(2) 休息時間については、勤務時間規程及びこれに基づく別段の取扱いによって、規程等に定める時間の範囲内で具体的な時間の指定を所属長に委ねているほか、すべての事項が明文の規定をもって定められている。このような規定の体裁、内容に照らすと、郵政事業を経営するYとしては、原則として明文の根拠に基づくことなく勤務時間中に休息することを認めない意思であることが明らかである。

以上の次第で、慣行休息が選定者らの休息する権利となっていたとする原告らの主張は、いずれも理由がないことになる。

### 3 解説

職場において、労働条件、職場規律、集団的労使関係等に関して、就業規則や労働協約に基づかない取扱いが、長期にわたって反復・継続して行われ、それが使用者と労働者・労働組合との間で定着していることがあります。そのような取扱等は労使慣行とか労働慣行と呼ばれてきました。労使慣行について、労使慣行の効力の判断基準を明らかにしたのが今回取りあげた東京中央郵便局(休息権)事件です。約15年にわたり、労働協約を締結することなく、勤務時間規程を上回る休息時間を取っていた取扱いについて、これを将来にわたり権利として主張しうるだけの実質を有するとはいえず、郵便局長がこれを廃止することを明言した以上は、規程を上回る休息を享受する権利は生じないとしました。

東京中央郵便局事件は、民営化する前の郵政省の公務労働関係の事案でしたが、最高裁も、商大八戸ノ里ドライビングスクール事件(最1小判平7.3.9 労判679号30頁)において、民間企業における労使慣行の成否についても、「民法92条により法的効力のある労使慣行が成立していると認められるためには、同種の行為又は事実が一定の範囲において長期間反復継続して行なわれていたこと、労使双方が明示的にこれによることを排除・排斥していないことのほか、当該慣行が労使双方の規範意識によって支えられていることを要し、使用者側においては、当該労働条件についてその内容を決定しうる権限を有している者か、又はその取扱いについて一定の裁量権を有する者が規範意識を有していたことを要するものと解される。」としています。

そして、労使慣行が上記の要件を充たし、事実たる慣習として法的効力が認められるか否かは、その慣行が形成されてきた経緯と見直しの経緯を踏まえ、労使慣行の性質・内容、合理性、労働協約や就業規則等との関係、当該慣行の反復継続性の程度、定着の度合い、労使双方の労働協約や就業規則との関係についての意識、その間の対応等諸般の事情を総合的に考慮して決定すべきものであり、これは、当該慣行が労使のどちらに有利であるか不利であるかを問わないとしています。

労使慣行については改廃に係る紛争が少なくなく、その際に労使慣行の成立・継続に係る当事者の規範意識の有無等の立証が難しいことから、労使におかれては慣行を不文律として放置せず、労働協約を締結すると就業規則に規定を設けることをお勧めします。

法政大学法学部講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

## センターに寄せられた労働相談事例

**Q** 当社では介護や通院等のため、時間単位で年休を取得したいという要望も多いことから、時間単位で年休が取得できる制度を導入しようと考えています。導入にあたっての留意点を教えてください。



**A** 本来、労働基準法第39条(以下「労基法」という。)で定められている年次有給休暇(年休)は、労働者の心身の疲労を回復させる目的があり、日単位での取得が原則です。しかし、年休取得の促進や、仕事と生活の調和を図る等の観点から、年5日以内を条件として時間単位の年休の取得が平成22年4月1日から可能になりました。これには労使協定の締結(届出は不要)が必要となります。労使協定には下記①～④の4項目を定めておかななくてはなりません。各項目における協定締結の上での留意点は以下のとおりです。

- ① 「時間単位年休の対象労働者の範囲」…取得目的などによって対象範囲を定めることはできません。仮に製造ラインの従業員等の一部を対象外とする場合は、事業の正常な運営との調整を図る観点からその範囲を定めることとされています。
- ② 「時間単位年休の日数」…5日以内の範囲で定めます。前年度からの繰越しがある場合であっても、当該繰越し分も含めて5日分以内となります。
- ③ 「時間単位年休1日の時間数」…1日分の年次有給休暇に対応する時間数について所定労働時間数を基に定めます。時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてから計算します。例えば、1日の所定労働時間が7時間30分で5日分の時間単位年休は、7時間30分を切り上げて1日8時間とし、8時間×5日=40時間分の時間単位年休となります。7時間30分×5日=37時間30分を切り上げて38時間ではありません。
- ④ 「1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数」…1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数を記入します(2時間、3時間など)。ただし、1日の所定労働時間を上回ることはできません。

なお、半日単位の年休については、労働者が希望し、使用者が同意した場合であれば、労使協定が締結されていない場合でも、日単位取得の阻害とならない範囲で与えることが可能です。

また労基法で定められた年休以外に、国の「労働時間等見直しガイドライン」を踏まえ、企業には、病気休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、裁判員休暇、犯罪被害者の被害回復のための休暇など、労働者の個々の事情に対応しつつ、労使による話し合いで与えられる休暇制度の導入が求められています。さらに、労基法規定の有給休暇とは別に独自の時間休暇制度を設けることもできます。積極的に検討を行いましょう。

**街頭労働相談会をご利用ください!**

解雇・雇止めや賃金不払い等の労働問題に関する事など、働く方、雇う方からのご相談に応じます。お気軽にご相談ください。

**無料  
秘密厳守**

月日・時間	場所
9月15日(木) 13:00-19:00	横須賀モアーズシティ 1階入口前
9月23日(金) 11:00-19:00	川崎ルフロン 1階イベントスペース
9月30日(金) 12:00-19:00	藤沢駅南北自由通路

\*労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。

**かながわ労働センター** ( <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7579/> )

本所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 県高津合同庁舎4階	☎ 044-833-3141(代)
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

労働情勢や講座などの情報を「かながわ労働センターニュース」(メルマガ)でお届けします!

お申し込みは⇒

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7581/p482717.html>



## 支えあうことの安心を、 さらに多くの皆さまへ。

団体生命共済

慶弔共済

新団体年金共済

こくみん共済

全労済の住みいる共済

⑨火災共済・⑨自然災害共済

マイカー共済

自賠償共済

⑨総合医療共済

⑨せいめい共済

交通災害共済

保障のことなら

### 全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

神奈川県本部

(神奈川県労働者共済生活協同組合)

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。



1416V010

## 中央ろうきん



ろうきんイメージモデル 高梨 臨



## ATM引出手数料が0円だから、 時間を気にせず使える!

### 誰でもATM引出 手数料が即時全額 キャッシュバック!

〈中央ろうきん〉の  
キャッシュカード・ローンカードは  
各種ATM引出手数料の負担が

# 0円

広告

つかえるATM	銀行・信金・信組 ※全国のMICS加盟の金融機関	ゆうちょ銀行	イオン銀行	セブン銀行 24時間利用可能
たとえばこんな コンビニでも	LAWSON FamilyMart Daily Lawson Seicomart コミュニティストア	7-Eleven	VIEW ALTE ビューアルツァ 始発から終電まで 毎日利用可能	

※対象となるお取引は普通預金のお引出し、貯蓄預金のお引出し、マイプランのお引出しとなります。※セブン銀行等でおかかるお引出し手数料も対象となります。※キャッシュバックはお引出し手数料の全てが対象となります。※一部取り扱いできないコンビニエンスストアもございます。※設置場所や営業時間、メンテナンス等によりご利用いただけない場合があります。※詳しくは〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。

〈お問い合わせ・ご相談は〉

一般的な商品案内は…お客様相談デスク(平日 9:00~18:00) TEL. 0120-86-6956

詳しいご相談は…〈中央ろうきん〉の各営業店へお問い合わせください。

※各営業店の連絡先については〈中央ろうきん〉ホームページ(<http://chuo.rokin.com>)

またはお客様相談デスクでご確認ください。

(2016年7月1日現在)

## 労働かながわ

平成28年9月1日発行 第703号

発行所/神奈川県産業労働局労働部労政福祉課

〒231-8588(住所不要)

TEL 045-210-5739(ダイヤルイン)

FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。

●産業労働局労働部労政福祉課への問い合わせフォームをご利用ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様に回覧してお読みください。